



山形県公報

令和5年12月22日(金)

号 外 (34)

目 次

条 例

- 山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例…………… (人 事 課) … 6
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例…………… (同) … 7
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する
条例…………… (同) … 同
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) … 8
- 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例…………… (同) … 40
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 同
- 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例…………… (みどり自然課) … 同
- 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例…………… (企 業 局) … 45
- 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例…………… (病院事業局) … 46

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例 (県条例第33号) (人事課)
- 1 この条例は、地方公務員法(以下「法」という。)第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員等」という。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 任命権者は、職員等が高齢者部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員等が4の年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から、当該職員等に係る高齢者部分休業を承認することができることとした。(第2条第1項関係)
- 3 2の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うこととした。(第2条第2項関係)
- 4 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とすることとした。(第2条第3項関係)
- 5 職員等が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山形県職員等の給与に関する条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。(第3条関係)
- 6 高齢者部分休業をした職員等について、山形県職員等に対する退職手当支給条例の特例を設

けることとした。（第4条関係）

7 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員等の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができることとした。（第5条関係）

8 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員等から休業時間の延長の申請があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員等に係る休業時間の延長を承認することができることとした。（第6条関係）

9 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第34号）（人事課）

1 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正

(1) 県立の大学の教員に係る定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置については、定年から10年を減じた年齢以上である者を対象とすることとした。（第6条の3関係）

(2) 11年以上25年未満の期間勤続した者又は25年以上の期間勤続した者であって、その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額に係る特例については、県立の大学の教員に適用しないこととした。（附則第18項関係）

(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した定年前早期退職者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額に係る特例については、県立の大学の教員に適用しないこととした。（附則第20項関係）

(4) 整理退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、県立の大学の教員に適用しないこととした。（附則第21項関係）

2 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

定年の引上げに伴う給与に関する特例については、県立の大学の教員に適用しないこととした。（改正後の附則第4項第2号関係）

3 山形県職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 県立の大学の教員については、管理監督職勤務上限年齢による降任の対象としないこととした。（第6条関係）

(2) 年齢60年に達した日以後に退職をした者であって短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同様の職を占めているものとした場合における定年退職日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第28条の6第1項に規定する学長があらかじめ指定する日を含む。）をいう。）を経過したものは、任用の対象としないこととした。（第12条関係）

4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（人事課）

1 議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係）

2 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係）

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、令和6年4月1日

から施行することとした。

(2) 1に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第36号）（人事課）

1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

イ 全給料表の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第6関係）

ロ 県立の大学に勤務する教育職員の給料月額を定めることとした。（別表第4関係）

(2) 諸手当の改定

イ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員等に対する支給月額の限度額を415,600円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第1号関係）

(ロ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員等のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を51,100円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第2号関係）

(ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を50,000円とすることとした。（第9条の2第1項第3号関係）

(ニ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を新設することとした。（第13条の10第1項関係）

ロ 期末手当

(イ) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第20条第2項第1号関係）

(ロ) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第20条第2項第1号関係）

ハ 勤勉手当

(イ) 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

(ロ) 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

(3) 等級別職務基準表の改定

給料表の改定に伴い、教育職給料表(3)等級別職務基準表を定めることとした。（別表第6の2関係）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5に引き上げることとした。（改正条例第3条の規定による改正後の第5条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第5条第2項関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条第1項及び第2項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第6条第2項関係）

4 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)のロ、(2)のイの(ハ)、ロの(ロ)及びハの(ロ)並びに(3)、2の(2)のロ並びに3の(2)のロの改正は、令和6年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)のイ並びに(2)のイの(イ)及び(ロ)、ロの(イ)並びにハの(イ)に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、2の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに3の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第37号）（人事課）

1 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとした。

2 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員に対して、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとした。

3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（財政課）

貯蔵施設等完成検査手数料及び貯蔵施設等変更完成検査手数料の額を改定することとした。

◇ 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（みどり自然課）

1 公園事業の一部を執行することの認可を受けた公園事業者が国、県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継することとした。（改正後の第10条の3第1項関係）

2 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

(1) 県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域内における集団施設地区その他の公園の利用のための拠点となる区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（改正後の第10条の7関係）

(2) (1)の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができることとした。（改正後の第10条の8関係）

(3) 認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととした。（改正後の第10条の11、第11条第8項第1号及び第13条第7項第1号関係）

- 3 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設
 - (1) 県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（改正後の第17条の6関係）
 - (2) (1)の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができることとした。（改正後の第17条の7関係）
 - (3) 認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととした。（改正後の第11条第8項第3号及び第13条第7項第3号関係）
 - 4 県立公園の特別地域又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加することとした。（改正後の第17条第1項第3号関係）
 - 5 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととした。（第21条関係）
 - 6 県は、県立公園の利用の増進に資するため、県立公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めることとした。（改正後の第25条の2関係）
 - 7 県立公園の特別地域における許可を要する行為に係る罰則を強化することとし、4に違反した者等に対する罰則を設けることとした。（第26条並びに第29条第1号及び第7号関係）
 - 8 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（企業局）
- 1 企業局職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給することとした。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第41号）（病院事業局）
- 1 病院事業局職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給することとした。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員等」という。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認）

第2条 任命権者は、職員等が高齢者部分休業の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員等が第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から、当該職員等に係る高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

（高齢者部分休業に係る給与の減額）

第3条 職員等が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第4条 職員等が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和5年12月県条例第33号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員等の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員等の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員等から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員等に係る休業時間の延長を承認することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号**山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例**

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「15年」を「15年（退職の日において同法第8条第1項の規定の適用を受けている者にあつては、10年）」に改める。

附則第18項中「規定は、」を「規定は、教育公務員特例法第8条第1項の規定の適用を受ける職員又は」に改める。

附則第20項中「もの」を「もの（退職の日において教育公務員特例法第8条第1項の規定の適用を受けている者を除く。）」に改める。

附則第21項中「及び」を「、」に、「もの」を「もの及び退職の日において同法第8条第1項の規定の適用を受けている者」に改める。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）教育公務員特例法第8条第1項の規定の適用を受ける職員等

（山形県職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「うち」を「うち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定の適用を受ける職員が占める職、」に改める。

第12条中「定年退職日を」を「定年退職日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用する法第28条の6第1項に規定する学長があらかじめ指定する日を含む。）を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号**山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「とする」を「と」、「100分の125」とある

のは「100分の167.5」とする」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第9条の2第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第13条の10第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

第20条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額」に、「100分の100」を乗じて得た額を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の100」に、「とす」を「と」、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合には100分の97.5」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,700	212,000	245,600	276,900	301,100	329,400	372,700	418,300	468,900
	2	164,800	213,800	247,100	278,500	303,300	331,600	375,300	420,800	472,000
	3	166,100	215,500	248,400	280,000	305,300	333,900	377,700	423,300	475,100
	4	167,200	217,000	250,000	281,700	307,300	335,900	380,200	425,800	478,100
	5	168,300	218,600	251,300	283,200	309,100	338,000	382,100	427,700	481,100
	6	169,500	220,500	252,900	284,900	310,900	340,000	384,600	429,900	484,200
	7	170,600	222,100	254,300	286,800	312,600	341,900	387,000	432,000	487,300
	8	171,700	223,900	255,700	288,600	314,200	343,900	389,500	434,200	490,400
	9	172,800	225,400	257,000	290,400	315,800	345,800	392,000	436,100	493,200
	10	174,300	226,900	258,300	292,300	318,100	347,800	394,600	438,300	496,400
	11	175,600	228,400	259,800	294,100	320,300	349,900	397,300	440,400	499,500
	12	176,900	230,000	261,200	295,900	322,300	351,900	399,900	442,400	502,600
	13	178,300	231,200	262,500	297,800	324,400	353,800	402,300	444,100	505,400
	14	179,800	232,600	263,700	299,400	326,400	355,800	404,700	445,900	507,700
	15	181,300	234,100	265,000	300,800	328,400	357,700	406,900	447,900	510,000
	16	183,000	235,500	266,200	302,300	330,300	359,700	409,300	449,800	512,300
	17	184,200	237,000	267,400	303,800	332,300	361,400	411,100	451,600	514,400
	18	185,600	238,600	268,700	305,800	334,300	363,400	413,000	453,500	515,900
	19	187,000	240,000	270,000	307,900	336,200	365,300	414,900	455,300	517,400
	20	188,400	241,500	271,400	309,700	338,200	367,200	416,800	457,000	518,800
	21	189,900	242,700	272,800	311,400	339,900	369,100	418,600	458,800	520,000
	22	192,200	244,300	274,400	313,400	341,900	371,100	420,500	460,300	521,500
	23	194,500	245,900	276,000	315,300	344,000	373,000	422,300	461,800	523,000
	24	196,800	247,300	277,500	317,100	345,900	375,000	424,100	463,300	524,500
	25	199,100	248,500	279,100	318,900	347,400	376,900	425,700	464,700	525,600
	26	200,900	249,800	280,900	320,900	349,300	378,800	427,200	466,100	526,800
	27	202,400	251,200	282,500	323,000	351,200	380,800	428,800	467,400	528,000
	28	204,100	252,400	284,100	324,900	353,100	382,700	430,400	468,600	529,200
	29	205,700	253,500	285,700	326,700	354,800	384,300	432,000	469,600	530,300
	30	207,300	254,500	287,300	328,700	356,700	386,100	433,300	470,400	531,200
	31	209,200	255,500	288,800	330,700	358,600	387,900	434,600	471,200	532,100
	32	210,600	256,400	290,200	332,700	360,400	389,500	435,800	471,900	533,000
	33	212,000	257,300	291,500	334,000	362,300	391,300	437,000	472,600	533,800
	34	213,400	258,200	293,100	336,000	364,100	392,700	438,300	473,400	534,700
	35	214,700	259,000	294,600	337,900	365,800	394,100	439,600	474,200	535,400
	36	216,000	259,800	296,100	340,000	367,600	395,600	440,900	474,800	535,900
	37	217,300	260,600	297,600	341,900	369,000	397,000	442,100	475,300	536,700
	38	218,600	261,700	299,200	343,800	370,300	398,200	442,900	475,900	537,300
	39	219,800	262,900	300,800	345,800	371,600	399,400	443,700	476,500	538,100
	40	220,900	264,000	302,500	347,700	373,000	400,500	444,500	477,100	538,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	41	222,000	265,300	304,000	349,600	374,200	401,600	445,100	477,600	539,200
	42	223,100	266,500	305,600	351,500	375,100	402,800	445,800	478,100	
	43	224,200	267,600	307,200	353,300	376,100	404,000	446,500	478,600	
	44	225,200	268,700	308,700	355,200	377,200	405,100	447,200	478,900	
	45	226,100	269,800	310,300	356,700	378,000	405,800	448,000	479,200	
	46	227,000	271,000	311,900	358,100	379,000	406,500	448,800		
	47	227,900	272,100	313,600	359,600	379,900	407,200	449,300		
	48	228,900	273,100	315,100	361,100	380,700	408,000	450,000		
	49	229,800	274,100	316,000	362,600	381,500	408,600	450,500		
	50	230,800	275,100	317,600	363,400	382,300	409,200	450,900		
	51	231,500	276,200	319,100	364,500	383,100	409,700	451,300		
	52	232,500	277,100	320,700	365,500	383,900	410,100	451,700		
	53	233,400	278,000	322,300	366,400	384,600	410,500	452,100		
	54	234,300	278,900	323,900	367,500	385,300	410,800	452,500		
	55	235,100	279,800	325,500	368,400	386,000	411,100	452,900		
	56	235,900	280,700	327,000	369,500	386,800	411,400	453,300		
	57	236,300	281,700	328,500	370,400	387,300	411,700	453,600		
	58	237,000	282,600	329,700	371,100	387,900	412,000	454,000		
	59	237,800	283,500	330,800	371,800	388,500	412,300	454,300		
	60	238,400	284,400	331,900	372,400	389,200	412,600	454,600		
	61	238,900	285,500	332,700	372,800	389,600	412,900	454,900		
	62	239,800	286,500	333,600	373,400	390,300	413,200			
	63	240,400	287,300	334,400	374,200	391,000	413,500			
	64	240,900	288,300	335,200	374,900	391,600	413,800			
	65	241,400	288,800	336,000	375,200	392,000	414,100			
	66	241,900	289,500	336,400	375,900	392,600	414,400			
	67	242,400	290,300	337,000	376,600	393,200	414,700			
	68	243,000	291,200	337,800	377,300	393,800	415,000			
	69	243,500	292,200	338,600	377,600	394,200	415,200			
	70	244,000	293,000	339,300	378,300	394,800	415,500			
	71	244,500	293,800	340,000	379,000	395,300	415,800			
	72	245,100	294,600	340,600	379,600	395,800	416,100			
	73	245,600	295,300	341,100	379,900	396,100	416,300			
	74	246,100	295,800	341,700	380,500	396,500	416,600			
	75	246,500	296,200	342,200	381,200	396,900	416,900			
76	247,000	296,700	342,800	381,800	397,300	417,100				
77	247,500	296,800	343,100	382,300	397,600	417,300				
78	248,000	297,200	343,600	382,800	397,900	417,600				
79	248,500	297,400	344,000	383,400	398,200	417,900				
80	249,000	297,700	344,500	383,900	398,500	418,100				
81	249,400	297,900	345,000	384,400	398,700	418,300				
82	250,000	298,100	345,500	385,000	399,100	418,600				
83	250,400	298,400	346,000	385,500	399,400	418,900				
84	250,800	298,600	346,500	385,800	399,600	419,100				
85	251,200	298,900	346,800	386,200	399,800	419,300				

86	251,600	299,200	347,200	386,800	400,100				
87	252,000	299,500	347,700	387,200	400,400				
88	252,400	299,900	348,100	387,600	400,600				
89	252,800	300,200	348,400	388,000	400,800				
90	253,300	300,600	348,900	388,500	401,100				
91	253,600	300,900	349,400	388,900	401,400				
92	253,900	301,300	349,800	389,300	401,600				
93	254,200	301,400	350,000	389,600	401,800				
94		301,600	350,400						
95		302,000	350,900						
96		302,400	351,300						
97		302,600	351,400						
98		302,900	351,900						
99		303,400	352,300						
100		303,800	352,600						
101		304,000	352,900						
102		304,300	353,300						
103		304,700	353,700						
104		305,000	354,100						
105		305,200	354,600						
106		305,500	355,000						
107		305,900	355,400						
108		306,200	355,800						
109		306,400	356,300						
110		306,800	356,700						
111		307,300	357,000						
112		307,600	357,400						
113		307,700	357,900						
114		308,000							
115		308,300							
116		308,700							
117		308,900							
118		309,100							
119		309,400							
120		309,700							
121		310,100							
122		310,300							
123		310,600							
124		310,900							
125		311,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,300	220,400	261,200	281,000	296,300	322,300	365,000	398,800	451,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

別表第2

公安職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	190,200	206,600	232,300	270,500	308,400	332,900	358,700	392,100	433,300
	2	192,000	208,300	234,400	272,000	310,200	335,000	360,900	394,300	435,100
	3	194,000	210,100	236,200	273,400	311,900	337,000	363,100	396,300	437,000
	4	195,700	212,000	238,100	274,800	313,800	339,100	365,100	398,200	439,000
	5	197,200	213,900	240,100	276,400	315,300	341,100	367,000	399,900	440,400
	6	199,200	216,200	241,600	277,700	317,200	342,600	369,000	402,000	442,100
	7	201,000	218,600	243,100	278,900	319,100	344,200	371,100	403,800	443,700
	8	203,000	220,800	244,800	280,100	321,000	345,700	372,900	405,700	445,200
	9	204,700	223,000	246,700	281,200	322,700	347,200	374,700	407,400	446,700
	10	206,500	225,100	248,300	282,500	324,700	349,500	376,700	409,400	448,400
	11	208,200	227,200	250,100	283,600	326,700	351,700	378,700	411,400	450,000
	12	209,900	229,100	251,600	284,700	328,900	353,800	380,800	413,400	451,400
	13	211,800	231,000	253,400	285,900	330,700	355,600	382,600	415,000	452,300
	14	213,800	232,900	255,300	287,300	332,300	357,600	384,600	417,200	454,000
	15	216,000	234,600	257,100	288,100	333,900	359,600	386,700	419,200	455,800
	16	218,000	236,400	258,900	289,200	335,400	361,500	388,700	421,400	457,600
	17	220,200	238,400	260,300	290,000	336,900	363,400	390,400	423,100	459,200
	18	222,100	240,000	261,800	291,400	339,200	365,500	392,400	424,700	461,000
	19	224,000	242,000	263,300	292,600	341,300	367,400	394,300	426,400	462,900
	20	226,000	243,500	264,700	294,000	343,500	369,500	396,400	428,000	464,600
	21	228,000	245,100	266,200	295,000	345,200	371,200	398,100	429,500	466,200
	22	229,900	246,600	267,000	296,000	347,000	373,100	400,200	431,100	467,900
	23	231,500	248,300	267,800	297,300	348,900	375,000	402,300	432,500	469,500
	24	233,400	249,900	268,700	298,400	350,700	376,900	404,300	434,000	471,400
	25	235,300	251,500	269,600	299,300	352,600	378,700	405,900	435,100	472,900
	26	237,000	253,200	270,800	300,800	354,700	380,700	407,900	436,500	474,400
	27	238,600	254,700	271,900	302,500	356,600	382,700	410,000	438,100	475,900
	28	240,100	256,300	272,800	304,000	358,400	384,700	412,100	439,600	477,200
	29	241,800	257,300	273,600	305,600	360,300	386,500	413,600	440,900	478,500
	30	243,500	258,800	274,700	307,500	362,400	388,700	415,400	442,600	479,200
	31	245,200	260,400	275,700	309,100	364,300	390,800	417,100	444,300	479,900
	32	246,700	261,800	276,700	310,800	366,200	392,800	418,800	446,000	480,600
	33	248,300	263,000	277,200	312,200	367,700	394,600	420,500	447,400	481,100
	34	250,000	264,000	278,400	313,800	369,700	396,800	422,000	449,100	481,900
	35	251,600	264,900	279,400	315,500	371,600	398,800	423,500	450,800	482,700
	36	253,200	265,900	280,400	317,100	373,700	400,800	424,900	452,400	483,300
	37	254,200	266,900	281,100	318,800	375,600	402,500	426,100	453,900	483,600
	38	255,800	268,100	282,000	320,200	377,700	403,900	427,600	454,600	484,200
	39	257,300	269,200	282,800	321,700	379,700	405,200	429,200	455,300	484,700
	40	258,700	270,000	283,600	323,300	381,700	406,500	430,700	456,000	485,200
	41	259,900	271,000	284,400	324,600	383,700	407,600	432,200	456,400	485,700
	42	260,900	272,100	285,400	326,100	385,800	408,700	433,500	457,000	486,100
	43	261,800	272,900	286,400	327,700	387,800	409,700	434,800	457,800	486,500
	44	262,600	273,800	287,200	329,200	389,800	410,700	436,000	458,400	486,900
	45	263,400	274,500	288,000	330,700	391,600	411,900	437,000	459,200	487,200
	46	264,500	275,600	289,200	332,400	393,300	413,100	437,700	459,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	47	265,300	276,500	290,400	334,200	394,900	414,200	438,500	460,400
	48	266,000	277,500	291,800	335,800	396,600	415,300	439,300	460,900
	49	266,600	278,300	293,200	337,200	397,800	416,600	439,800	461,500
	50	267,500	279,200	294,800	338,700	398,800	417,400	440,200	461,800
	51	268,400	280,100	296,100	340,100	399,900	418,200	440,600	462,100
	52	269,300	281,000	297,600	341,700	400,900	418,900	440,900	462,500
	53	269,900	281,800	298,900	343,300	402,000	419,400	441,200	462,900
	54	271,100	282,500	300,400	344,900	403,100	420,200	441,600	463,100
	55	271,800	283,300	301,900	346,500	404,200	420,900	441,900	463,400
	56	272,900	284,100	303,300	348,100	405,400	421,500	442,200	463,600
	57	273,700	284,800	304,500	349,100	406,700	422,200	442,500	464,000
	58	274,600	286,200	306,100	350,800	407,500	422,600	442,800	464,200
	59	275,200	287,400	307,800	352,500	408,300	423,200	443,100	464,400
	60	276,000	288,700	309,100	354,100	409,000	423,800	443,400	464,600
	61	276,600	290,000	310,400	355,700	409,500	424,200	443,700	465,000
	62	277,200	291,500	311,900	357,400	410,200	424,800	444,000	
	63	277,800	292,700	313,400	359,100	410,900	425,300	444,300	
	64	278,400	294,100	314,700	360,800	411,700	425,800	444,600	
	65	279,100	295,400	316,100	362,300	412,000	426,300	445,000	
	66	280,200	296,600	317,700	363,900	412,700	426,900	445,300	
	67	281,200	297,700	319,100	365,500	413,400	427,300	445,600	
	68	282,000	298,800	320,500	367,000	414,000	427,800	445,900	
	69	282,900	300,300	321,900	368,200	414,400	428,300	446,100	
	70	284,100	301,700	323,300	369,600	414,900	428,600	446,400	
	71	285,200	303,000	324,600	371,000	415,500	428,900	446,700	
	72	286,500	304,100	326,000	372,300	416,100	429,200	447,000	
	73	287,500	305,200	326,700	373,500	416,600	429,500	447,200	
	74	288,500	306,300	328,300	374,800	417,000	429,800	447,500	
	75	289,500	307,500	329,900	376,000	417,500	430,100	447,800	
76	290,500	308,600	331,600	377,200	418,000	430,400	448,100		
77	291,600	309,500	333,400	378,600	418,500	430,600	448,300		
78	292,700	310,900	335,100	379,800	419,000	430,900	448,600		
79	293,700	312,200	336,700	381,000	419,600	431,200	448,900		
80	294,300	313,500	338,400	382,100	420,200	431,500	449,200		
81	295,200	314,700	340,000	383,200	420,600	431,700	449,400		
82	296,200	316,100	341,700	384,400	421,200	432,000	449,700		
83	297,200	317,300	343,300	385,500	421,700	432,300	450,000		
84	298,000	318,600	344,900	386,800	421,900	432,500	450,300		
85	299,100	319,500	346,300	387,900	422,200	432,700	450,500		
86	300,200	320,900	347,800	388,500	422,700	433,000			
87	301,100	322,200	349,300	389,000	423,000	433,300			
88	302,200	323,700	350,800	389,600	423,300	433,500			
89	303,200	325,200	352,100	390,200	423,600	433,700			
90	304,300	326,700	353,300	390,900	424,000	434,000			
91	305,400	328,100	354,600	391,500	424,500	434,300			
92	306,500	329,700	355,900	392,100	424,800	434,500			
93	307,100	330,900	357,200	392,400	425,100	434,700			
94	308,200	332,200	358,800	392,900					
95	309,400	333,600	360,300	393,500					
96	310,700	334,900	361,800	394,000					
97	311,700	336,100	363,100	394,400					
98	312,900	337,400	364,300	394,900					
99	314,100	338,700	365,400	395,500					

100	315,300	339,900	366,700	396,000					
101	316,600	341,300	367,800	396,400					
102	317,600	342,200	368,900	396,900					
103	318,600	343,300	370,100	397,500					
104	319,600	344,400	371,300	398,000					
105	320,400	345,600	372,500	398,300					
106	321,000	346,700	373,000	398,700					
107	321,600	347,700	373,600	399,300					
108	322,200	348,800	374,300	399,600					
109	322,700	350,100	374,900	399,900					
110	323,200	351,100	375,400	400,400					
111	323,700	352,100	375,900	400,900					
112	324,200	353,000	376,400	401,400					
113	325,000	354,000	376,800	401,800					
114	325,700	354,900	377,200	402,300					
115	326,400	355,900	377,800	402,800					
116	327,100	356,900	378,400	403,300					
117	327,700	358,000	378,800	403,600					
118	328,600	358,500	379,300	404,100					
119	329,300	359,100	379,900	404,600					
120	330,100	359,700	380,400	405,100					
121	330,700	360,000	380,500	405,500					
122	331,000	360,400	381,100	406,000					
123	331,500	360,900	381,600	406,400					
124	332,000	361,300	382,100	406,900					
125	332,300	361,700	382,600	407,300					
126		362,100	383,100						
127		362,600	383,600						
128		363,000	384,100						
129		363,400	384,400						
130		363,800	384,900						
131		364,200	385,400						
132		364,600	385,900						
133		364,800	386,200						
134		365,300	386,700						
135		365,800	387,100						
136		366,100	387,600						
137		366,400	387,900						
138		366,800	388,400						
139		367,300	388,900						
140		367,800	389,400						
141		368,100	389,700						
142		368,600							
143		369,100							
144		369,600							
145		369,900							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	247,200	259,100	263,300	295,200	312,200	326,500	350,600	386,600	418,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	196,000	249,900	293,100	338,700	372,700
	2	198,500	252,100	294,500	340,700	374,900
	3	201,000	254,100	295,900	342,700	377,000
	4	203,600	256,200	297,400	344,600	379,100
	5	206,100	258,200	298,500	346,600	380,800
	6	208,700	260,200	299,800	348,200	383,600
	7	211,200	262,200	301,100	349,700	386,500
	8	213,900	264,000	302,500	351,100	389,300
	9	216,400	266,000	303,500	352,100	392,000
	10	218,800	267,800	305,700	353,900	394,400
	11	221,300	269,500	307,800	355,900	396,800
	12	223,900	271,100	309,800	357,900	399,000
	13	226,500	272,700	311,900	359,500	401,500
	14	229,100	274,500	314,500	361,500	404,200
	15	231,800	276,400	316,700	363,600	406,900
	16	234,400	278,000	318,900	365,800	409,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	17	236,900	279,500	321,300	367,800	412,000
	18	239,300	281,100	323,300	370,100	414,000
	19	242,000	282,700	325,500	372,200	415,700
	20	244,700	284,100	327,400	374,500	417,400
	21	246,700	285,400	329,300	376,600	418,900
	22	248,300	286,600	330,200	378,400	420,600
	23	249,900	287,700	331,000	379,900	422,400
	24	251,200	288,700	331,900	381,400	424,200
	25	252,700	289,700	332,900	383,200	425,700
	26	253,700	291,100	334,000	385,600	427,300
	27	254,600	292,500	335,000	387,900	428,900
	28	255,600	293,600	336,200	390,100	430,400
	29	256,900	294,700	337,200	391,800	431,500
	30	257,500	296,000	338,500	393,700	433,100
	31	258,300	297,300	339,900	395,700	434,600
	32	259,200	298,300	341,300	397,500	436,200
	33	260,200	299,100	342,500	399,200	437,800
	34	261,000	300,400	343,700	400,800	439,100
	35	261,900	301,500	344,700	402,400	440,300
	36	262,500	302,500	346,100	404,100	441,500
	37	263,000	303,400	347,500	405,600	442,600
	38	263,400	304,100	348,600	407,000	443,600
	39	263,900	304,800	349,700	408,400	444,500
	40	264,400	305,500	350,800	409,700	445,400
	41	264,900	306,100	351,600	410,300	445,800
	42	265,400	306,600	352,600	411,600	446,400
	43	265,800	307,200	353,800	412,800	447,100
	44	266,200	307,700	354,900	414,200	447,800
	45	266,800	308,200	356,000	415,600	448,300
	46	267,400	308,900	357,200	417,000	448,600
	47	267,900	309,800	358,400	418,300	449,100
	48	268,300	310,700	359,700	419,600	449,600
	49	268,700	311,700	360,500	420,800	449,900
	50	269,000	312,700	361,700	421,800	450,500
	51	269,300	313,500	363,000	422,700	451,100

52	269,600	314,300	364,400	423,400	451,700
53	269,700	315,000	365,700	423,600	452,300
54	270,000	315,700	367,000	424,000	453,000
55	270,300	316,400	368,300	424,400	453,700
56	270,600	317,100	369,500	424,900	454,300
57	270,800	318,000	370,100	425,200	454,600
58	271,100	318,900	371,300	425,400	455,300
59	271,400	319,700	372,500	425,800	456,000
60	271,600	320,300	373,800	426,200	456,700
61	271,800	320,800	374,900	426,600	457,100
62	272,100	321,200	375,500	427,100	457,500
63	272,400	321,600	376,000	427,700	457,800
64	272,600	322,000	376,500	428,200	458,100
65	272,800	322,300	376,800	428,800	458,300
66	273,100	322,900	377,200	429,400	458,600
67	273,200	323,400	377,600	429,900	458,900
68	273,500	323,900	378,000	430,400	459,200
69	273,700	324,500	378,200	431,000	459,400
70			378,500	431,500	459,700
71			378,900	432,100	460,000
72			379,200	432,800	460,200
73			379,700	433,300	460,400
74			379,900	433,900	
75			380,300	434,400	
76			380,600	435,000	
77			380,900	435,500	
78			381,400	436,100	
79			381,900	436,800	
80			382,300	437,400	
81			382,700	437,700	
82			383,100	438,300	
83			383,600	439,000	
84			384,100	439,600	
85			384,500	440,000	
86			385,000	440,500	
87			385,400	441,300	
88			385,900	442,000	
89			386,400	442,200	
90			387,000		
91			387,500		
92			388,000		
93			388,300		
94			388,700		
95			389,200		
96			389,600		
97			390,100		
98			390,400		
99			391,000		
100			391,400		
101			392,000		
定年前再任用短時間勤務職員	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	225,600	256,200	286,200	327,800	357,200

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

別表第4

教育職給料表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	179,000	223,100	344,200	426,900
	2	180,600	224,900	346,200	428,800
	3	182,200	226,300	348,200	430,600
	4	183,800	228,100	350,300	432,200
	5	185,500	229,900	352,300	433,700
	6	187,400	231,400	354,000	435,200
	7	189,300	233,000	355,600	437,100
	8	191,200	234,400	357,100	438,900
	9	193,100	236,100	358,600	440,600
	10	195,200	237,800	360,700	442,500
	11	197,200	239,600	362,700	444,400
	12	199,200	241,200	364,700	446,300
	13	201,400	242,700	366,600	448,000
	14	203,500	244,800	368,500	449,900
	15	205,700	246,700	370,400	451,700
	16	207,800	248,700	372,000	453,700
	17	210,200	250,400	373,600	455,400
	18	212,600	252,800	375,500	457,200
	19	215,100	255,300	377,300	459,100
	20	217,500	257,800	379,100	460,900
	21	219,900	260,200	380,800	462,600
	22	221,500	262,600	382,700	464,300
	23	223,000	264,900	384,400	466,200
	24	224,600	267,200	386,200	467,900
	25	226,100	269,400	387,600	469,600
	26	227,300	271,700	389,400	471,300
	27	228,500	274,100	391,200	472,900
	28	229,900	276,300	393,100	474,500
	29	231,200	278,800	394,900	476,000
	30	232,700	281,100	396,800	477,300
	31	234,400	283,300	398,700	478,700
	32	235,800	285,500	400,700	480,000
	33	237,200	287,500	402,300	481,200
	34	239,000	289,700	404,000	481,900
	35	240,800	291,800	405,600	482,700
	36	242,300	293,800	407,400	483,400
	37	243,700	295,900	408,600	484,000
	38	245,300	297,700	410,100	
	39	246,800	299,500	411,500	
	40	248,300	301,200	412,900	
	41	249,800	302,600	414,500	
	42	251,100	304,600	415,900	
	43	252,300	306,500	417,300	
	44	253,400	308,700	418,700	
	45	254,500	310,600	420,200	
	46	255,800	312,800	421,500	
	47	257,000	315,000	423,000	
	48	258,000	317,300	424,500	
	49	259,100	319,400	426,200	
	50	260,600	321,700	427,600	

	51	261,700	324,000	429,200
	52	263,100	326,100	430,700
	53	264,200	328,300	432,500
	54	265,300	329,800	434,000
	55	266,600	331,300	435,600
	56	267,600	332,900	437,300
	57	268,800	334,600	438,800
	58	269,600	336,600	440,300
	59	270,600	338,700	441,600
	60	271,600	340,600	442,800
	61	272,500	342,400	444,000
	62	273,300	344,500	445,300
	63	274,100	346,500	446,600
	64	275,000	348,500	447,800
	65	276,100	350,200	449,100
	66	277,400	352,200	450,300
	67	278,700	354,300	451,500
	68	280,000	356,300	452,700
	69	281,300	358,100	454,000
	70	282,500	360,100	455,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	71	283,700	362,000	456,400
	72	284,900	363,900	457,700
	73	285,900	365,600	458,800
	74	287,000	367,500	459,400
	75	288,000	369,400	459,900
	76	288,900	371,300	460,400
	77	289,800	373,200	460,900
	78	290,700	374,900	
	79	291,700	376,500	
	80	292,600	378,100	
	81	293,400	379,600	
	82	294,500	381,100	
	83	295,500	382,500	
	84	296,600	383,900	
	85	297,600	384,900	
	86	298,600	386,300	
	87	299,600	387,800	
	88	300,600	389,100	
	89	301,800	390,400	
	90	302,900	391,700	
	91	304,000	392,800	
	92	305,000	394,000	
	93	305,500	395,400	
	94	306,500	396,500	
	95	307,700	397,800	
	96	308,900	399,000	
	97	309,900	400,500	
	98	311,000	401,500	
	99	312,000	402,600	
	100	313,100	403,700	
	101	313,900	404,600	
	102	315,000	405,600	
	103	316,100	406,600	
	104	317,100	407,800	
	105	317,600	408,500	
	106	318,500	409,400	
	107	319,300	410,300	
	108	320,200	411,200	

109	320,900	412,100		
110	321,300	413,000		
111	321,700	413,800		
112	322,200	414,600		
113	322,800	415,200		
114	323,200	416,000		
115	323,700	416,700		
116	324,300	417,400		
117	324,900	418,000		
118	325,400	418,500		
119	325,800	418,900		
120	326,300	419,300		
121	326,800	419,700		
122	327,200	420,100		
123	327,600	420,400		
124	328,200	420,600		
125	328,800	420,800		
126	329,100	421,100		
127	329,400	421,400		
128	329,700	421,600		
129	329,900	421,800		
130	330,200	422,100		
131	330,500	422,400		
132	330,800	422,600		
133	331,000	422,800		
134	331,200	423,100		
135	331,400	423,400		
136	331,700	423,600		
137	332,000	423,800		
138	332,200	424,100		
139	332,600	424,400		
140	332,900	424,600		
141	333,100	424,800		
142	333,300	425,100		
143	333,600	425,400		
144	333,800	425,600		
145	334,100	425,800		
146	334,300			
147	334,600			
148	334,900			
149	335,100			
150	335,300			
151	335,600			
152	335,900			
153	336,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額			
	円	円	円	円
	239,600	280,600	338,700	424,700

- 備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	179,100	196,000	280,200	309,100	416,500
	2	180,600	198,100	282,600	311,800	418,000
	3	182,200	200,200	284,900	314,500	419,500
	4	183,800	202,500	287,100	317,000	420,900
	5	185,500	204,600	289,300	319,400	422,300
	6	187,400	206,800	291,600	321,500	423,700
	7	189,300	208,900	293,900	323,700	425,100
	8	191,200	211,100	296,000	325,800	426,600
	9	193,100	213,500	298,200	327,900	428,000
	10	195,200	215,900	300,400	330,100	429,400
	11	197,300	218,300	302,700	332,400	430,800
	12	199,300	220,600	304,900	334,800	432,100
	13	201,500	223,100	307,100	337,000	433,500
	14	203,600	224,900	309,000	338,900	434,900
	15	205,800	226,300	310,800	340,700	436,300
	16	207,900	228,100	312,600	342,400	437,800
	17	210,300	229,900	314,200	344,200	439,000
	18	212,700	231,400	316,400	346,200	440,300
	19	215,200	233,000	318,600	348,200	441,500
	20	217,600	234,400	320,900	350,300	442,800
	21	219,900	236,100	323,000	352,300	443,900
	22	221,500	237,800	325,200	354,000	445,200
	23	223,000	239,600	327,400	355,600	446,500
	24	224,600	241,200	329,800	357,100	447,800
	25	226,100	242,700	332,100	358,700	449,200
	26	227,200	244,800	334,300	360,500	450,400
	27	228,300	246,700	336,500	362,200	451,400
	28	229,600	248,700	338,500	363,900	452,500
	29	231,100	250,400	340,500	365,600	453,800
	30	232,600	252,800	341,900	367,200	454,600
	31	234,200	255,300	343,400	368,800	455,400
	32	235,700	257,700	345,000	370,400	456,300
	33	237,000	260,200	346,500	371,700	457,300
	34	238,700	262,600	348,600	373,200	457,800
	35	240,400	264,900	350,700	374,800	458,300
	36	241,800	267,200	352,500	376,500	458,800
	37	243,100	269,400	354,400	378,300	459,300
	38	244,600	271,700	356,100	379,800	
	39	246,000	274,100	357,800	381,100	
	40	247,400	276,300	359,500	382,500	
	41	248,700	278,700	361,000	383,700	
	42	250,100	281,100	362,700	385,100	
	43	251,300	283,300	364,400	386,500	
	44	252,600	285,500	366,000	388,000	
	45	253,900	287,500	367,800	389,400	
	46	255,300	289,600	369,500	391,000	
	47	256,500	291,700	370,800	392,600	
	48	257,600	293,800	372,200	394,100	
	49	258,800	295,900	373,500	395,500	
	50	260,100	297,700	375,000	397,000	
	51	261,500	299,500	376,600	398,400	
	52	262,500	301,200	378,100	399,800	

	53	263,500	302,600	379,600	401,000
	54	264,900	304,600	381,100	402,300
	55	266,000	306,500	382,600	403,400
	56	267,000	308,700	384,000	404,500
	57	268,000	310,500	385,500	405,800
	58	269,100	312,800	386,900	407,000
	59	270,000	315,000	388,200	408,200
	60	271,100	317,300	389,500	409,400
	61	272,000	319,400	390,400	410,500
	62	272,700	321,700	391,700	411,500
	63	273,400	324,000	392,800	412,900
	64	274,000	326,100	393,900	414,100
	65	274,700	328,300	394,700	415,300
	66	276,000	329,800	395,900	416,500
	67	277,100	331,300	396,900	417,600
	68	278,200	332,900	397,900	418,700
	69	279,500	334,600	399,000	419,800
	70	281,000	336,600	400,100	421,000
	71	282,300	338,700	401,200	422,200
	72	283,400	340,600	402,300	423,400
	73	284,200	342,400	403,300	424,000
	74	285,100	344,500	404,400	424,800
	75	286,200	346,400	405,500	425,500
	76	287,200	348,300	406,600	426,000
	77	288,100	350,100	407,600	426,300
	78	289,100	351,900	408,500	426,700
	79	290,100	353,700	409,500	427,100
	80	291,000	355,400	410,500	427,500
	81	291,900	357,200	411,300	427,800
	82	292,700	359,000	412,200	428,300
	83	293,500	360,400	412,900	428,700
	84	294,300	362,000	413,700	429,000
	85	295,200	363,300	414,400	429,300
	86	296,000	364,900	415,200	429,700
	87	296,800	366,400	416,000	430,100
	88	297,600	367,900	416,700	430,400
	89	298,500	369,300	417,300	430,700
	90	299,400	370,600	418,000	431,000
	91	300,300	371,900	418,500	431,300
	92	301,000	373,300	419,200	431,500
	93	301,400	374,800	419,600	431,700
	94	302,100	376,100	420,100	
	95	302,800	377,300	420,400	
	96	303,500	378,400	420,700	
	97	304,200	379,500	421,000	
	98	305,000	380,500	421,300	
	99	305,800	381,400	421,600	
	100	306,500	382,400	421,800	
	101	307,300	383,200	422,000	
	102	307,700	384,200	422,300	
	103	308,100	385,200	422,600	
	104	308,500	386,100	422,800	
	105	308,700	386,900	423,000	
	106	309,100	387,800	423,300	
	107	309,300	388,700	423,600	
	108	309,500	389,700	423,800	
	109	309,700	390,500	424,000	
	110	309,900	391,600	424,300	
	111	310,200	392,600	424,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等

112	310,500	393,600	424,800		
113	310,700	394,200	425,000		
114	310,900	395,200	425,300		
115	311,100	396,100	425,600		
116	311,500	397,000	425,800		
117	311,800	397,800	426,000		
118	312,100	398,500			
119	312,400	399,400			
120	312,700	400,200			
121	312,800	400,800			
122	313,000	401,600			
123	313,300	402,300			
124	313,600	403,000			
125	313,800	403,700			
126		404,400			
127		404,900			
128		405,500			
129		406,200			
130		406,800			
131		407,300			
132		407,900			
133		408,200			
134		408,500			
135		408,800			
136		409,100			
137		409,400			
138		409,700			
139		410,000			
140		410,300			
141		410,600			
142		410,900			
143		411,200			
144		411,500			
145		411,800			
146		412,100			
147		412,400			
148		412,600			
149		412,800			
150		413,100			
151		413,400			
152		413,600			
153		413,800			
154		414,100			
155		414,400			
156		414,600			
157		414,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額				
	円	円	円	円	円
	230,600	277,400	304,900	331,800	414,500

備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

研究職給料表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	164,000	213,200	297,300	345,500	399,100
	2	165,200	216,300	299,800	347,600	402,000
	3	166,400	219,100	302,200	349,600	404,600
	4	167,500	221,600	304,300	351,300	407,400
	5	168,600	224,200	306,500	353,000	409,600
	6	170,000	226,500	308,500	354,600	412,300
	7	171,300	228,600	310,300	356,000	415,100
	8	172,600	230,600	312,100	357,200	417,800
	9	173,800	232,500	313,800	358,700	420,300
	10	175,500	234,800	316,100	360,700	423,000
	11	177,100	237,200	318,500	362,700	425,700
	12	178,900	239,400	320,800	364,500	428,400
	13	180,400	241,200	322,700	366,300	431,000
	14	182,400	243,700	325,000	368,100	433,800
	15	184,300	246,200	327,400	369,800	436,600
	16	186,300	248,500	329,800	371,300	439,300
	17	188,100	250,700	332,100	372,900	441,900
	18	190,300	253,300	334,300	374,800	444,500
	19	192,500	256,000	336,300	376,500	447,000
	20	194,600	258,600	338,200	378,400	449,500
	21	196,700	260,900	340,200	380,000	451,900
	22	198,800	263,300	341,600	381,900	454,600
	23	200,800	265,600	342,800	383,600	457,200
	24	202,700	267,800	344,300	385,400	459,600
	25	204,600	270,100	345,900	386,800	461,900
	26	206,900	272,500	347,700	388,600	464,200
	27	209,000	274,600	349,400	390,500	466,700
	28	211,200	276,900	351,100	392,400	469,200
	29	213,300	279,200	352,700	394,100	471,700
	30	214,800	281,500	354,400	396,000	474,300
	31	216,600	283,200	355,800	397,900	476,800
	32	218,100	285,100	357,100	399,700	479,300
	33	219,700	286,900	358,400	401,300	481,600
	34	221,500	289,000	359,800	403,100	484,100
	35	223,300	290,900	361,100	404,700	486,500
	36	225,000	292,800	362,400	406,500	489,100
	37	226,600	294,500	363,600	407,700	491,500
	38	228,500	295,600	364,900	409,200	494,000
	39	230,400	296,800	366,100	410,600	496,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等

40	232,100	297,900	367,300	412,000	499,000
41	233,800	298,900	368,000	413,300	501,400
42	235,500	299,600	369,100	414,600	503,700
43	237,200	300,200	370,400	416,200	505,900
44	238,700	300,600	371,500	417,700	508,100
45	240,300	301,100	372,600	418,900	509,800
46	241,800	302,100	373,800	420,200	511,300
47	243,300	303,100	375,100	421,800	512,900
48	244,800	304,000	376,200	423,300	514,500
49	246,200	305,000	377,200	424,600	516,200
50	247,900	306,000	378,500	426,000	517,700
51	249,500	307,000	379,800	427,500	519,100
52	251,000	307,900	381,100	429,000	520,600
53	252,200	308,900	381,800	430,400	521,700
54	253,900	309,800	382,800	431,800	522,900
55	255,500	310,600	383,700	433,300	524,100
56	256,900	311,400	384,500	434,700	525,300
57	258,200	311,800	385,300	435,800	526,300
58	259,300	312,600	386,000	437,100	527,300
59	260,200	313,500	386,700	438,500	528,300
60	261,200	314,200	387,400	439,800	529,300
61	262,100	314,900	388,000	440,700	530,400
62	262,900	315,900	388,700	441,600	531,300
63	263,700	316,800	389,500	442,600	532,000
64	264,500	317,800	390,400	443,500	532,800
65	265,400	318,600	391,000	444,400	533,600
66	266,200	319,500	391,800	445,200	534,400
67	266,900	320,400	392,500	445,800	535,200
68	267,500	321,300	393,300	446,600	536,000
69	268,100	322,300	393,900	447,000	536,800
70	269,100	323,300	394,600	447,600	537,600
71	270,300	324,300	395,400	448,100	538,400
72	271,400	325,300	396,100	448,600	539,200
73	272,600	325,800	396,700	449,200	539,900
74	273,800	326,800	397,300		
75	274,800	327,900	397,900		
76	275,900	329,000	398,600		
77	276,900	330,100	399,400		
78	277,900	331,100	400,000		
79	278,900	332,000	400,600		
80	279,800	332,900	401,200		
81	280,900	333,900	401,800		
82	282,000	334,700	402,400		
83	283,100	335,300	403,100		
84	284,000	336,000	403,700		

	85	284,900	336,500	404,200		
	86	285,800	337,000	404,700		
	87	286,800	337,500	405,200		
	88	287,500	338,000	405,900		
	89	288,300	338,300	406,300		
	90	289,400	338,800			
	91	290,400	339,300			
	92	291,500	339,700			
	93	292,400	340,000			
	94	293,300	340,400			
	95	294,300	340,900			
	96	295,200	341,400			
	97	295,500	341,900			
	98	296,500	342,400			
	99	297,200	342,900			
	100	298,100	343,400			
	101	299,000	343,900			
	102	299,600	344,400			
	103	300,300	345,000			
	104	301,000	345,500			
	105	301,600	346,000			
	106	302,100	346,400			
	107	302,500	346,900			
	108	303,000	347,300			
	109	303,200	347,800			
	110	303,600	348,200			
	111	303,900	348,700			
	112	304,100	349,200			
	113	304,400	349,700			
	114	304,700	350,100			
	115	305,000	350,600			
	116	305,300	351,000			
	117	305,600	351,500			
	118	305,900	351,900			
	119	306,100	352,300			
	120	306,500	352,700			
	121	306,800	353,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額				
		円	円	円	円	円
		222,700	264,700	290,000	333,400	393,200

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900

52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額			
	円	円	円	円
	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,900	205,900	240,700	263,700	293,000	336,900	380,700
	2	170,400	207,500	242,000	265,000	294,900	338,900	383,400
	3	171,800	209,000	243,300	266,100	296,900	340,800	386,000
	4	173,200	210,500	244,600	267,400	298,800	342,700	388,600
	5	174,600	212,000	245,800	268,500	300,700	344,600	391,000
	6	176,400	213,200	247,000	269,700	302,600	346,600	393,700
	7	178,200	214,400	248,100	270,700	304,500	348,700	396,400
	8	179,900	215,600	249,200	271,800	306,400	350,700	399,100
	9	181,600	216,900	250,200	272,900	308,300	352,600	401,300
	10	183,300	218,400	251,300	273,700	309,900	354,700	403,500
	11	185,000	220,000	252,600	274,400	311,400	356,700	405,800
	12	187,000	221,300	253,700	275,200	313,100	358,700	408,000
	13	188,400	222,900	255,100	276,300	314,800	360,400	410,000
	14	190,300	224,400	256,400	277,300	316,700	362,400	412,100
	15	192,300	225,700	257,400	278,300	318,800	364,300	414,100
	16	194,100	227,300	258,700	279,400	320,600	366,300	416,200
	17	196,100	228,800	259,600	280,600	322,500	368,200	418,000
	18	197,700	230,400	260,800	282,200	324,400	370,200	419,900
	19	199,600	232,100	261,800	283,800	326,300	372,200	421,900
	20	201,400	233,700	263,000	285,400	328,200	374,100	423,700
	21	202,700	234,900	264,100	287,000	330,000	375,900	425,500
	22	204,200	236,200	265,100	288,600	332,000	377,900	427,100
	23	205,600	237,300	265,900	290,300	333,800	380,000	428,800
	24	207,000	238,400	266,700	291,900	335,700	382,000	430,300
	25	208,600	239,600	267,600	293,500	337,400	383,400	431,800
	26	209,600	240,800	268,600	295,000	339,400	385,200	433,200
	27	210,700	242,000	269,600	296,600	341,300	387,100	434,500
	28	211,800	243,100	270,700	298,200	343,100	388,800	435,800
	29	213,000	244,200	271,900	299,500	344,500	390,600	437,200
	30	214,200	245,500	273,400	301,000	346,300	392,100	438,400
	31	215,300	246,900	274,900	302,600	348,000	393,600	439,600
	32	216,400	248,100	276,300	304,100	349,800	395,200	440,700
	33	217,800	249,200	277,500	305,600	351,600	396,500	441,900
	34	219,200	250,400	279,100	307,300	353,400	397,800	443,100
	35	220,500	251,300	280,600	308,900	355,300	399,100	444,300
	36	221,700	252,500	282,200	310,500	357,100	400,300	445,600
	37	222,700	253,700	283,500	311,800	358,800	401,400	446,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	38	223,800	254,900	284,900	313,500	360,500	402,500	447,700
	39	224,800	255,900	286,300	315,000	362,100	403,700	448,100
	40	225,800	257,000	287,600	316,500	363,800	404,800	448,800
	41	226,700	257,900	288,700	318,200	365,000	405,600	449,400
	42	227,500	258,700	290,100	319,800	366,100	406,400	449,800
	43	228,300	259,600	291,600	321,400	367,300	407,200	450,200
	44	229,300	260,400	292,900	323,000	368,500	408,000	450,600
	45	230,200	261,200	294,200	323,900	369,600	408,400	451,000
	46	231,200	262,400	295,800	325,300	370,400	409,000	451,400
	47	232,000	263,600	297,400	326,800	371,400	409,500	451,800
	48	232,900	264,700	298,800	328,400	372,500	409,900	452,100
	49	233,700	266,200	300,000	329,900	373,500	410,300	452,400
	50	234,600	267,400	301,500	331,200	374,600	410,600	452,800
	51	235,400	268,500	302,900	332,400	375,600	410,900	453,200
	52	236,200	269,500	304,400	333,700	376,500	411,200	453,500
	53	236,600	270,600	305,700	334,700	377,300	411,600	453,800
	54	237,500	271,700	307,200	335,700	378,200	411,900	
	55	238,000	272,800	308,600	336,700	379,100	412,200	
	56	238,800	273,900	309,900	337,700	380,000	412,500	
	57	239,400	274,700	311,000	338,200	380,500	412,800	
	58	240,000	275,800	312,200	339,100	381,300	413,100	
	59	240,500	276,900	313,400	339,900	382,100	413,400	
	60	241,000	277,800	314,800	340,800	382,900	413,800	
	61	241,600	278,600	316,100	341,500	383,300	414,000	
	62	242,100	279,600	317,300	341,800	384,000	414,300	
	63	242,600	280,500	318,600	342,300	384,700	414,600	
	64	243,200	281,500	319,800	343,000	385,400	414,900	
	65	243,700	282,300	321,100	343,600	385,800	415,100	
	66	244,200	283,300	321,900	344,300	386,500		
67	244,900	284,200	322,700	345,000	387,200			
68	245,400	285,100	323,400	345,600	387,800			
69	245,900	286,100	324,000	346,300	388,200			
70	246,400	287,100	324,700	346,800	388,700			
71	246,800	288,200	325,400	347,400	389,200			
72	247,300	289,200	326,000	348,000	389,700			
73	247,800	289,800	326,600	348,300	390,300			
74	248,300	290,400	326,800	349,000	390,900			
75	248,800	290,800	327,300	349,500	391,500			
76	249,300	291,700	327,900	350,100	392,100			
77	249,700	292,500	328,500	350,600	392,600			
78	250,000	293,100	329,000	351,100	393,100			
79	250,300	293,700	329,500	351,600	393,600			

	80	250,500	294,200	329,900	352,000	394,100		
	81	250,700	294,700	330,500	352,300	394,400		
	82	251,000	295,200	331,000	352,600	395,000		
	83	251,300	295,600	331,400	353,000	395,400		
	84	251,500	296,000	331,900	353,300	395,800		
	85	251,700	296,200	332,500	353,800	396,200		
	86		296,400	332,900	354,100			
	87		296,600	333,100	354,400			
	88		296,800	333,400	354,700			
	89		297,200	333,800	355,100			
	90		297,400	334,200	355,400			
	91		297,600	334,600	355,800			
	92		297,800	335,000	356,100			
	93		298,200	335,300	356,500			
	94		298,400	335,500	356,800			
	95		298,600	335,900	357,200			
	96		298,900	336,200	357,500			
	97		299,200	336,400	357,800			
	98		299,500	336,700	358,200			
	99		299,700	337,000	358,600			
	100		300,000	337,300	359,000			
	101		300,300	337,500	359,500			
	102		300,500	337,800	359,900			
	103		300,700	338,200	360,300			
	104		301,000	338,400	360,700			
	105		301,300	338,500	361,200			
	106			338,800				
	107			339,200				
	108			339,500				
	109			339,700				
	110			340,100				
	111			340,500				
	112			340,900				
	113			341,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,400	220,500	249,200	262,900	288,600	330,200	373,300

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	185,400	213,700	258,500	277,700	299,500	339,300
	2	186,800	215,700	259,900	278,600	301,000	341,300
	3	188,300	217,700	261,500	279,400	302,700	343,400
	4	189,700	219,700	262,900	280,200	304,300	345,400
	5	191,200	221,700	264,100	280,800	305,700	347,500
	6	192,700	223,600	264,900	281,700	307,400	349,600
	7	194,300	225,400	265,800	282,400	309,000	351,600
	8	195,800	227,300	266,500	283,300	310,600	353,700
	9	197,100	229,200	267,200	284,300	312,300	355,200
	10	198,900	230,600	268,000	284,800	313,700	357,200
	11	200,500	231,900	268,700	285,700	314,900	359,200
	12	202,200	233,200	269,400	286,700	316,200	361,200
	13	203,700	234,500	270,200	287,600	317,500	363,100
	14	205,700	235,800	271,200	288,500	319,100	365,200
	15	207,900	237,300	272,000	289,400	320,700	367,300
	16	209,900	238,200	272,900	290,300	322,300	369,300
	17	212,100	239,400	273,400	291,400	323,900	371,200
	18	214,200	240,800	274,200	292,400	325,400	373,200
	19	216,300	242,200	275,100	293,400	326,900	375,400
	20	218,400	243,300	275,900	294,500	328,400	377,500
	21	220,500	244,500	276,600	295,900	329,800	379,200
	22	222,500	246,100	277,300	297,300	331,200	381,300
	23	224,600	247,700	278,000	298,500	332,700	383,500
	24	226,700	249,200	278,800	299,700	334,200	385,500
	25	228,000	250,500	279,600	300,800	335,600	387,400
	26	229,400	251,800	280,300	302,300	337,000	389,000
	27	230,500	253,200	281,200	303,700	338,500	390,900
	28	231,500	254,500	282,000	305,100	339,900	392,700
	29	232,600	256,000	283,000	306,100	341,000	394,400
	30	233,400	257,000	284,100	307,500	342,600	396,200
	31	234,300	257,800	285,500	308,800	344,000	398,100
	32	235,000	258,500	286,800	310,000	345,500	399,900
	33	236,100	259,400	288,000	311,200	347,100	401,600
	34	237,300	260,400	289,300	312,700	348,600	403,300
	35	238,400	261,100	290,500	314,100	350,100	405,100
	36	239,500	261,900	291,700	315,500	351,600	406,800
	37	240,500	262,600	293,100	316,800	353,200	408,500
	38	241,800	263,600	294,200	318,200	354,900	410,200
	39	243,000	264,300	295,300	319,600	356,400	412,100
	40	244,300	265,300	296,300	321,000	358,000	413,900
	41	245,200	265,900	297,400	322,600	359,200	415,400
	42	246,200	266,600	298,600	324,000	360,700	417,000
	43	247,200	267,400	299,800	325,400	362,200	418,500
	44	248,200	268,100	301,000	326,700	363,600	419,900
	45	249,200	268,800	302,200	327,600	365,100	421,000
	46	250,300	269,500	303,500	329,000	366,100	422,100
	47	251,200	270,200	304,800	330,400	367,500	423,200
	48	252,000	271,000	306,000	331,900	368,800	424,500
	49	252,800	271,700	307,200	333,000	370,200	425,800
	50	253,700	272,500	308,400	334,400	371,600	426,900
	51	254,600	273,200	309,600	335,700	372,900	428,100
	52	255,500	274,100	310,900	337,000	374,300	429,200
	53	256,100	275,000	312,400	338,400	375,800	430,400
	54	257,000	276,200	313,700	339,700	377,000	431,400
	55	257,900	277,300	315,000	341,000	378,200	432,500

	56	258,700	278,500	316,200	342,400	379,400	433,600
	57	259,500	279,700	317,100	343,300	380,500	434,700
	58	260,400	281,200	318,300	344,600	381,400	435,200
	59	261,000	282,500	319,500	345,800	382,500	435,800
	60	261,800	283,800	321,000	347,100	383,500	436,200
	61	262,500	285,000	322,100	348,100	384,100	436,900
	62	263,200	286,300	323,300	349,000	384,900	437,400
	63	263,900	287,400	324,600	350,200	385,700	437,800
	64	264,600	288,500	325,800	351,400	386,600	438,300
	65	265,300	289,500	327,100	352,500	387,200	438,900
	66	266,000	290,700	328,400	353,800	387,900	439,300
	67	266,600	292,000	329,600	355,000	388,700	439,600
	68	267,200	293,000	330,800	356,000	389,400	439,900
	69	267,800	294,000	331,500	357,000	390,000	440,300
	70	268,400	295,400	332,700	358,100	390,700	
	71	269,200	296,800	333,800	359,200	391,400	
	72	270,000	298,000	334,700	360,300	392,000	
	73	271,300	299,000	335,800	361,100	392,700	
	74	272,400	300,300	336,500	362,300	393,200	
	75	273,400	301,500	337,600	363,400	393,800	
	76	274,400	302,800	338,800	364,500	394,300	
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員等	77	275,400	304,100	339,900	365,200	394,700	
	78	276,300	305,300	341,100	366,000	395,300	
	79	277,200	306,500	342,200	366,800	395,800	
	80	278,100	307,800	343,400	367,500	396,100	
	81	279,000	308,300	344,500	368,000	396,400	
	82	279,800	309,500	345,700	368,500	396,900	
	83	280,700	310,600	346,700	369,100	397,300	
	84	281,400	311,800	347,800	369,700	397,600	
	85	282,100	313,000	348,700	370,300	397,900	
	86	282,800	314,100	349,800	370,800	398,400	
	87	283,500	315,300	350,700	371,400	399,000	
	88	284,200	316,400	351,700	371,900	399,400	
	89	285,000	317,600	352,700	372,300	399,700	
	90	285,800	318,800	353,500	372,700	400,100	
	91	286,700	320,000	354,300	373,300	400,600	
	92	287,500	321,200	355,100	373,900	401,000	
	93	288,300	322,000	355,600	374,200	401,400	
	94	289,300	322,700	356,200	374,700		
	95	290,200	323,400	356,900	375,100		
	96	291,100	324,000	357,600	375,500		
	97	291,800	324,500	358,000	376,100		
98	292,400	324,800	358,400	376,600			
99	293,000	325,400	358,900	377,100			
100	293,900	326,100	359,300	377,600			
101	294,700	326,500	359,800	378,200			
102	295,500	327,100	360,200	378,700			
103	296,300	327,700	360,700	379,200			
104	297,100	328,400	361,100	379,600			
105	297,800	328,800	361,500	380,200			
106	298,300	329,300	362,000	380,700			
107	298,800	329,800	362,400	381,200			
108	299,200	330,300	362,800	381,700			
109	299,400	330,700	363,300	382,300			
110	299,700	331,100	363,800	382,800			
111	299,900	331,400	364,300	383,300			
112	300,300	331,700	364,800	383,800			
113	300,500	332,100	365,300	384,400			
114	300,700	332,600	365,800				
115	301,100	333,000	366,300				
116	301,400	333,300	366,700				
117	301,700	333,400	367,100				

	118	302,000	333,700	367,500			
	119	302,300	334,100	368,000			
	120	302,700	334,300	368,500			
	121	303,000	334,500	368,900			
	122	303,400	334,800	369,400			
	123	303,700	335,100	369,900			
	124	304,100	335,400	370,400			
	125	304,300	335,600	370,800			
	126	304,500	335,900				
	127	304,800	336,300				
	128	305,200	336,500				
	129	305,400	336,600				
	130	305,700	336,900				
	131	306,100	337,300				
	132	306,500	337,600				
	133	306,600	337,900				
	134	306,900	338,300				
	135	307,400	338,700				
	136	307,700	339,100				
	137	307,900	339,400				
	138	308,200	339,800				
	139	308,600	340,200				
	140	308,900	340,600				
	141	309,100	340,900				
	142	309,500	341,300				
	143	309,900	341,600				
	144	310,200	342,000				
	145	310,300	342,300				
	146	310,600	342,700				
	147	310,900	343,100				
	148	311,300	343,500				
	149	311,600	343,800				
	150	311,800	344,200				
	151	312,100	344,600				
	152	312,400	345,000				
	153	312,800	345,300				
	154	313,000					
	155	313,200					
	156	313,500					
	157	313,800					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		240,700	261,400	268,700	279,100	295,700	333,700

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「県立の高等学校」を「県立の大学の学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員並びに県立の高等学校」に改める。

第4条第1項第4号に次のように加える。

ハ 教育職給料表(3)

第9条の2第1項第3号中「30,000円」を「50,000円」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に、「額」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5」、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を「100分の58.75」に改める。

別表第4に次の1項を加える。

教育職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	237,600	296,300	342,100	418,200
	2	240,000	299,000	345,100	420,500
	3	242,200	301,400	348,100	422,700
	4	244,200	303,800	351,200	424,800
	5	246,400	306,100	354,200	426,800
	6	248,100	308,500	356,600	429,200
	7	249,900	310,600	359,200	431,400
	8	251,700	312,900	361,600	433,800
	9	253,800	315,200	364,200	435,500
	10	256,200	317,700	366,800	438,100
	11	258,500	320,100	369,500	440,300
	12	260,600	322,600	372,300	442,600
	13	262,700	324,900	375,000	444,000
	14	265,100	326,900	376,700	446,200
	15	267,500	329,000	378,900	448,500
	16	269,800	330,700	381,200	450,800
	17	271,800	332,700	382,900	453,000
	18	274,600	334,600	385,000	455,300
	19	277,500	336,400	387,000	457,500
	20	280,200	338,200	388,800	459,900
	21	283,000	339,600	390,700	461,900
	22	285,600	342,000	392,200	464,300
	23	288,200	344,200	393,400	466,700
	24	290,600	346,400	394,600	469,100
	25	293,100	348,200	395,800	471,100
	26	295,600	350,200	397,500	473,200
	27	298,100	352,300	399,200	475,400
	28	300,600	354,500	401,000	477,500
	29	303,100	356,400	402,700	479,600
	30	305,400	358,300	404,300	481,900
	31	307,700	360,200	405,800	484,200
	32	309,900	361,900	407,100	486,100
	33	312,200	363,800	408,700	488,000
	34	314,400	365,500	410,300	490,200
	35	316,900	367,000	411,900	492,400
	36	319,200	368,400	413,600	494,500
	37	321,500	369,900	414,700	496,600
	38	322,900	371,900	416,300	498,600
	39	324,500	373,800	417,800	500,600
	40	325,900	375,600	419,000	502,500
	41	327,300	377,300	419,900	504,600
	42	327,800	379,100	421,600	506,500

	43	328,200	380,800	423,100	508,200
	44	328,600	382,200	424,700	510,200
	45	329,200	383,900	426,000	512,100
	46	329,700	385,700	427,600	513,900
	47	330,500	387,200	429,000	515,800
	48	331,300	388,700	430,500	517,600
	49	331,900	390,300	431,900	519,300
	50	332,600	391,900	433,100	521,100
	51	333,400	393,400	434,400	522,900
	52	334,100	395,000	435,600	524,800
	53	335,100	396,200	436,300	526,400
	54	335,800	397,700	437,300	528,000
	55	336,200	399,100	438,200	529,700
	56	336,800	400,800	439,100	531,400
	57	337,200	402,100	439,900	533,000
	58	337,900	403,500	440,800	534,300
	59	338,700	404,800	441,700	535,600
	60	339,300	406,200	442,600	536,900
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	61	340,000	407,400	443,300	538,100
	62	340,900	408,800	444,200	539,100
	63	341,800	410,200	445,200	540,100
	64	342,600	411,700	446,100	541,200
	65	343,400	412,700	447,000	541,800
	66	344,400	413,800	448,000	542,700
	67	345,100	414,800	449,000	543,600
	68	346,100	415,900	449,900	544,500
	69	346,700	416,900	450,900	545,400
	70	347,600	417,700	451,900	546,300
	71	348,600	418,500	452,900	547,000
	72	349,500	419,200	453,900	547,500
	73	349,800	419,900	454,900	548,200
	74	350,800	420,800	455,800	548,700
	75	351,800	421,700	456,700	549,500
	76	352,800	422,400	457,800	550,100
	77	353,900	423,000	458,600	550,600
	78	354,800	423,400	459,100	
79	355,700	423,700	459,800		
80	356,600	424,000	460,400		
81	357,500	424,300	461,200		
82	358,400	424,600	461,900		
83	359,400	424,800	462,200		
84	360,300	425,100	462,800		
85	360,900	425,300	463,300		
86	361,500	425,600	463,600		
87	362,100	425,900	463,900		
88	362,700	426,200	464,200		

	89	363,200	426,400	464,500	
	90	363,600	426,800		
	91	364,100	427,100		
	92	364,500	427,400		
	93	364,900	427,600		
	94	365,300	427,900		
	95	365,800	428,200		
	96	366,200	428,500		
	97	366,800	428,700		
	98	367,300	429,000		
	99	367,700	429,300		
	100	368,200	429,500		
	101	368,600	429,700		
	102	369,100	430,000		
	103	369,500	430,300		
	104	369,900	430,500		
	105	370,400	430,700		
	106	370,800			
	107	371,300			
	108	371,800			
	109	372,200			
	110	372,700			
	111	373,200			
	112	373,600			
	113	374,000			
	114	374,500			
	115	375,000			
	116	375,400			
	117	375,800			
	118	376,200			
	119	376,700			
	120	377,100			
	121	377,400			
	122	377,800			
	123	378,300			
	124	378,600			
	125	379,000			
	126	379,500			
	127	380,100			
	128	380,500			
	129	380,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額			
		円	円	円	円
		289,300	300,500	323,000	408,800

備考 この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第6の2中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 教育職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教又は助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学長又は教授の職務

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	387,000
2	435,000
3	486,000
4	549,000
5	627,000
6	732,000
7	855,000

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
----	------

	円
1	409,000
2	470,000
3	532,000
4	614,000
5	714,000
6	815,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	342,000
2	378,000
3	405,000

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条及び第13条の10第1項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（給与条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年3月県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第100号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例

山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 公園計画は、県立公園ごとに、当該県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第8条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第8条の2第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第8条の2を第8条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（協議会による公園事業の決定等の提案）

第8条の4 第10条の7第1項に規定する協議会は、知事に対し、第10条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第8条の2 第10条の7第1項に規定する協議会は第10条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第17条の6第1項に規定する協議会は第17条の7第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条の3第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）が国、県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第10条の7第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第9条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第10条の8第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第3章中第10条の7を第10条の12とし、第10条の6の次に次の5条を加える。

（協議会）

第10条の7 県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域内における第16条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第10条の8 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - (3) 利用拠点整備改善計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
 - (5) 第9条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
 - (6) 第9条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
 - (7) 計画期間
 - (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該県立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第10条の9 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第10

条の7第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第10条の10 知事は、第10条の8第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第10条の11 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第10条の8第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第9条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第11条第8項中「の各号」を削り、同項第1号中「執行」を「執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。））」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第17条の9第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第17条の6第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第13条第7項中「の各号」を削り、同項第1号中「執行」を「執行又は認定利用拠点整備改善事業」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第17条第1項中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第17条第2項中「前項第2号」を「前項第2号又は第3号」に改める。

第4章の2の次に次の1章を加える。

第4章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会）

第17条の6 県立公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第10条の7第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第17条の6第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第17条の6第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第17条の7 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第17条の8 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第17条の6第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第17条の9 知事は、第17条の7第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進計画」という。）が第17条の7第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第17条の10 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第17条の7第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第20条中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第21条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同条を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第7章中第25条の次に次の1条を加える。

（利用の増進のための情報の提供等）

第25条の2 県は、県立公園の利用の増進に資するため、県立公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第26条中「第10条の6第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第10条の6第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第11条第3項の規定に違反したとき。

第27条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第1号中「第9条第6項」を「第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項」に、「者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第3号とする。

第28条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第29条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第1号中「第10条の7第1項」を「第10条の12第1項若しくは第2項若しくは第17条の10第1項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号から第6号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第7号中「みだりに同条第1項第2号」を「、みだりに同条第1項第2号又は第3号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第8号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次

のように改正する。

第19条第2項中「又は当該職員」を「をいう。）、修学部分休業（当該職員に、「勤務しないことを」を「勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことを」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「又は当該職員」を「をいう。）、修学部分休業（当該職員に、「勤務しないことを」を「勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことを」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。